大阪湾広域臨海環境整備センター(以下、「センター」という。)では、事業効率化・改善方 策検討業務を実施する委託先を以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的及び内容

(1) 事業の目的(概要)

センターは、①大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に海面埋立て処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること、②埋立てによってできた土地を活用して、港湾の秩序ある整備を行い、地域の均衡ある発展に寄与すること、を目的に設立された団体です。広域処理対象区域の地方公共団体及び港湾管理者の委託を受け、これらの「大阪湾圏域広域処理場整備事業」(以下、「事業」という。)を担っています。

センターの収入の大部分を占める廃棄物の受入収入は、近年の循環型社会への移行に伴 う廃棄物量の減少の影響を大きく受けています。また、物価・労務単価の上昇や施設の老 朽化に伴う保全経費の増加もあり、センターの経営を取り巻く環境は厳しさを増していま す。

令和6年4月の廃棄物の受入料金の改定により増収を見込みますが、事業の効率化・改善が必要な状況は変わりません。

本業務による成果を事業に活かすことで、安定的・継続的に廃棄物を受入できる体制を目指します。

(2) 事業内容

①事業の課題分析・改善提案

近年の循環型社会への転換に伴う廃棄物量の減少や物価・労務単価の上昇に伴い、事業経営は極めて厳しい状況が見込まれています。その中、神戸沖と大阪沖の2期事業の進捗に伴い、今後、3期事業も推進していく必要があります。

安定した経営基盤を確保し、3期事業など将来への投資を着実に行うために、令和3年度末に「今後の経営の方向性について(R4~6)(以下、「現計画」という。)」を策定しました。現計画のフォローアップ、事業の課題分析・改善提案、次期計画となる「今後の経営の方向性(R7~9)」の策定支援が業務内容となります。

②廃棄物受入体制のあり方検討

廃棄物量の減少に合わせて、基地の受入日の縮小や運搬船数・航海数の削減など海上輸送体制の見直しは行ってきましたが、センター設立以来、廃棄物の受入体制(9基地体制)は変わっていません。また、基地施設等の老朽化が進んでおり、大規模な改修・更新も必要となっており、さらにその必要性についても整理・説明が求められております。

事業経営が厳しさを増す中、廃棄物の減少傾向が今後も続くことを想定すると、受入 体制の抜本的な見直しが必要であると考えています。 一方で、受入体制の見直しは、より遠方の基地への搬出が必要となるなど、市町村や 民間排出事業者の負担増につながります。

3期事業を見据えて、受入体制を取り巻く現状、課題等を把握・整理するとともに、関係者へのヒアリングを行い、事業効率性の観点などを含めた実現すべき望ましい廃棄物 受入体制案の策定が業務内容となります。

③太陽光発電システムの導入

廃棄物の受入以外に収入を確保する手段を持たないセンターにとって、太陽光発電システムの導入は、CO2削減につながるだけでなく、新たな収入の確保という側面からも取り組むべき施策と言えます。

廃棄物を受け入れる基地など、センターには活用できる土地や建物があり、現在、その一部に太陽光発電システムを導入しています。令和5年度、その拡充に向けて、センターでは屋根貸し太陽光発電(PPA方式)について検討を行いましたが、400kW程度の契約電力だと利益が出ないことを確認しています。

そのため、センターで太陽光発電システムを設置する場合の手法(自前設置・リース・その他及びそれらの複合など)ごとの課題分析や採算性評価、令和7年度の発注に向けた具体的諸元決定のための支援などが業務内容となります。

上記①~③の業務の推進にあたっては、センターと協議を行いながら進めるものとし、 事業実施期間終了までに成果物を報告書として取りまとめることとします。

2. 予算額

15百万円(消費税及び地方消費税を含む。)とします。

3. 事業実施期間

契約締結日~令和7年3月31日(月)

4. 応募資格

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ②過去2年間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する 事実のない者であること。
- ③民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ④会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則 第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」

という。)に係る同法による改正前の会社更生法(以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- ⑤事業者登録書を提出する日から契約候補事業者選定の日までの間に、センターの入札 参加指名停止を受けていないこと。
- ⑥センターとの契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けていない者(本入札の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。) であること。
- ⑦暴力団排除に関する誓約書(別添参照)を提出できる者であること。
- ⑧本業務を的確に遂行する組織、人員、経営基盤等を有していること。

5. 応募手続き

(1) 事業者登録

本業務への応募を検討している方は、事業者登録を行ってください。

①提出期限:令和6年4月26日(金)17時

②提出書類:事業者登録書(様式1)、会社概要が確認できる資料(パンフレット等)、 暴力団排除に関する誓約書

③提出方法: eメール、郵送、持参

※郵送の場合は提出期限までにセンター必着とします。

(2) 質問の受付

「1.(2)事業内容」等に関する質問を受け付けます。

①質問の提出

・提出期限:令和6年4月26日(金)17時

•提出書類:質問書(様式2)

・提出方法:eメール、郵送、持参

※郵送の場合は提出期限までにセンター必着とします。

②回答の送付

・回答日時:令和6年5月17日(金)まで

・回答方法:全ての質問をとりまとめ、事業者登録をした方全てに e メールにて送付します。

※この回答は、本募集要領を補完するものとします。

(3) 提案書の提出

①提出期限:令和6年6月7日(金)17時

②提出書類:企画提案書(様式3)

③提出方法: eメール、郵送、持参

※郵送の場合は提出期限までにセンター必着とします。

4)注意事項

- ・提案書は本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、提案書は 返却しません。
- ・提案書の作成費用は支給されません。

(4) プレゼンテーション

業務提案書に関する説明(プレゼンテーション)を行ってください。

① 日時:令和6年6月13日(木)14時~17時 詳細な時間は別途ご連絡します。

応募者が多数となる場合、別途、日を設定する場合があります。

②場所:センター会議室

③実施方法:1事業者あたり45分(説明30分、質疑応答15分)とします。 パソコンをご持参ください(HDMLケーブルによりモニターに接続できます)。

(5) 事業者登録・質問・提案書の提出先

① e \forall — \mathcal{N} : toritani-n@osakawan-center.or.jp

センター財務課 鳥谷(とりたに)まで

②郵送、持参:〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2-2

大阪中之島ビル9階 センター財務課 鳥谷、辻本まで

6. 契約候補事業者の選定

センター内に設置する事業者選定委員会において、審査基準に基づく審査を行い、最も 得点の高い事業者を契約候補事業者として選定・通知します。なお、最も得点の高い事業 者が一定の基準に満たない場合は、契約候補事業者なしとします。

契約候補事業者と契約に至らなかった場合、次に得点の高かった事業者を改めて契約候補事業者として選定・通知します。

(1)選定・通知予定日 令和6年6月下旬

(2) 採点基準

別添のとおり

7. 契約

契約候補事業者とセンターは別添委託契約書(案)による契約を締結します。

(1) 契約締結予定日

令和6年7月上旬

(2) 再委託について

一部業務を他の事業者へ再委託する場合は、センターの承認が必要となります。 また、委託業務の大部分を再委託することはできません。

(3) 委託金の支払い

下記の成果物及び委託契約に基づく完了届の提出をもって業務の完了とし、その後の契約事業者からの請求書に基づき、委託金の支払いを行います。

8. 成果物の提出

契約事業者は、下記のとおり成果物を提出していただきます。

(1)提出物

紙媒体:報告書 2部

電子媒体:報告書の電子データを収納したDVD-R 1枚

Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとし、使用するアプリケーションソフトは、Microsoft 社 Word・Microsoft 社 Excel とする。 また、これとは別に PDF ファイル形式のデータも収納してください。

- (2)提出期限:令和7年3月31日(月)
- (3) 著作権の取り扱い:成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権 及び所有権は、納品の完了をもってセンターに帰属するものとします。

9. 参考資料

- ①今後の経営の方向性について(R4~6)【現計画】
- ②今後の経営の方向性について(R4~6)【現計画】の取り組み状況
- ③事業者選定 採点基準
- 4 暴力団排除に関する誓約書
- ⑤委託契約書(案)
- ※センターの経営(決算)の状況については、ホームページをご確認ください。